

○地域まちづくり協議会について

1. 香取市の事例

(1) 香取市まちづくり条例（抜粋）

第 2 章 市民協働によるまちづくり
第 2 節 住民自治協議会
第 5 条 活動の原則
第 6 条 登録
第 7 条 変更の届出
第 8 条 登録の取消し
第 3 節 地域まちづくり計画
第 9 条 地域まちづくり計画の策定
第 4 節 市民協働によるまちづくりの支援
第 10 条 住民自治協議会への支援
第 11 条 市民活動支援センター
第 12 条 地区担当職員制度
第 13 条 市民協働専門家委員会

(2) 住民自治協議会

「市は、共同体意識の形成が可能な地域として規則で定める地域において、地域課題の解決に向けた活動を行うため、活動主体の自由な参加が確保され自発的に組織された団体であって、要件に該当すると認められるものを、その申請により、住民自治協議会として住民自治協議会登録簿に登録することができる。」（第 6 条第 1 項）

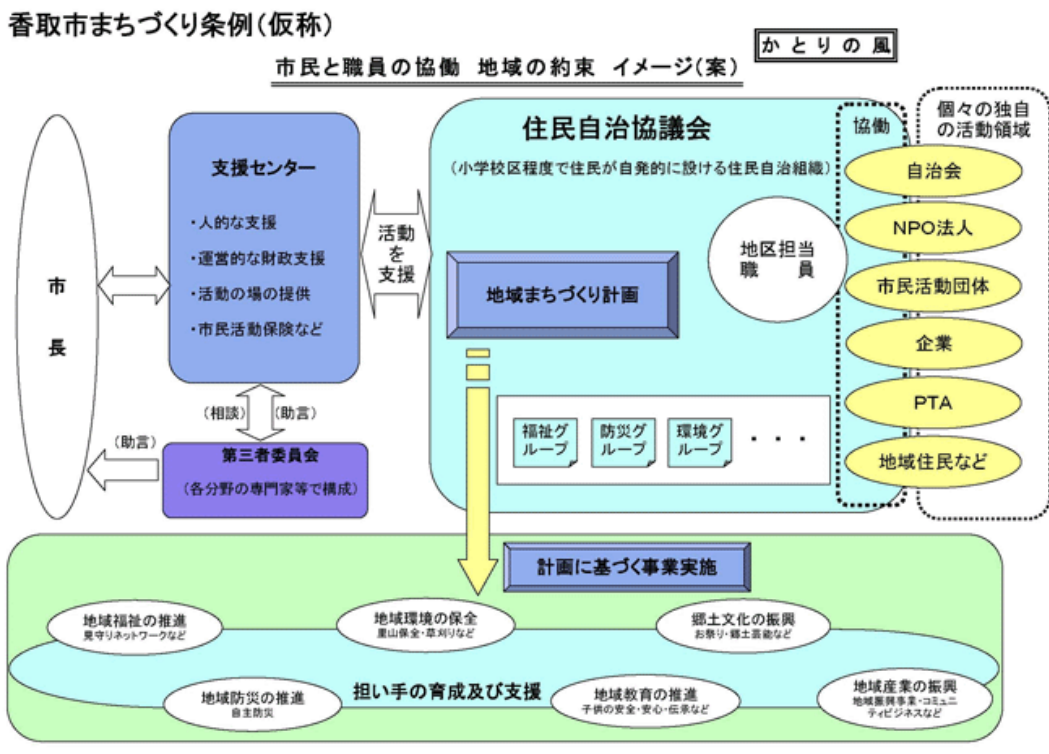
東日本大震災で見直された地域力。そんな地域住民の結束を強化するため今春制定された香取市のまちづくり条例を受け、市民自ら連携して地域の課題に取り組む住民自治協議会「八都小学区まちづくり協議会」の設立総会が、市内で開かれた。7月上旬に発足した同じ旧山田町の山倉・大角地区に次いで2カ所目。

住民自治協議会は、地域に密着した支援組織を充実させて、行政と市民の情報共有を図るための組織。

八都小学区の協議会は、昨年10月に地元の社会福祉協議会を中心に意見交換を重ね、今年5月に設立準備会を設置。5カ月後、晴れて第一歩を踏み出した。

まちづくり条例は、合併した旧4市町間の温度差解消を狙いに5年前に設置した「地域自治区」制度に変わる新たな仕組みで、旧4市町の地域コミュニティの活性化を目的としている。協議会は独自に、各地区ごとに

違う歴史や文化など地域の個性を条例に位置付けることができるのが特長だ。
 (千葉日報 平成 23 年 10 月 2 日)



(香取市ホームページより抜粋)

(3) 地区担当職員

「市は、住民自治協議会の運営等を支援するため、地区担当職員制度を設けるものとする。」(第 12 条)

(4) 支援センター

「市は、住民自治協議会の活動等を支援するため、『市民活動支援センター』を設置するものとする。」(第 11 条第 1 項)
 「市民活動支援センターは、住民自治協議会からの相談に応じるとともに、これに対する助言その他必要な業務を行うものとする。」(第 11 条第 2 項)

2. 愛知県一宮市の事例

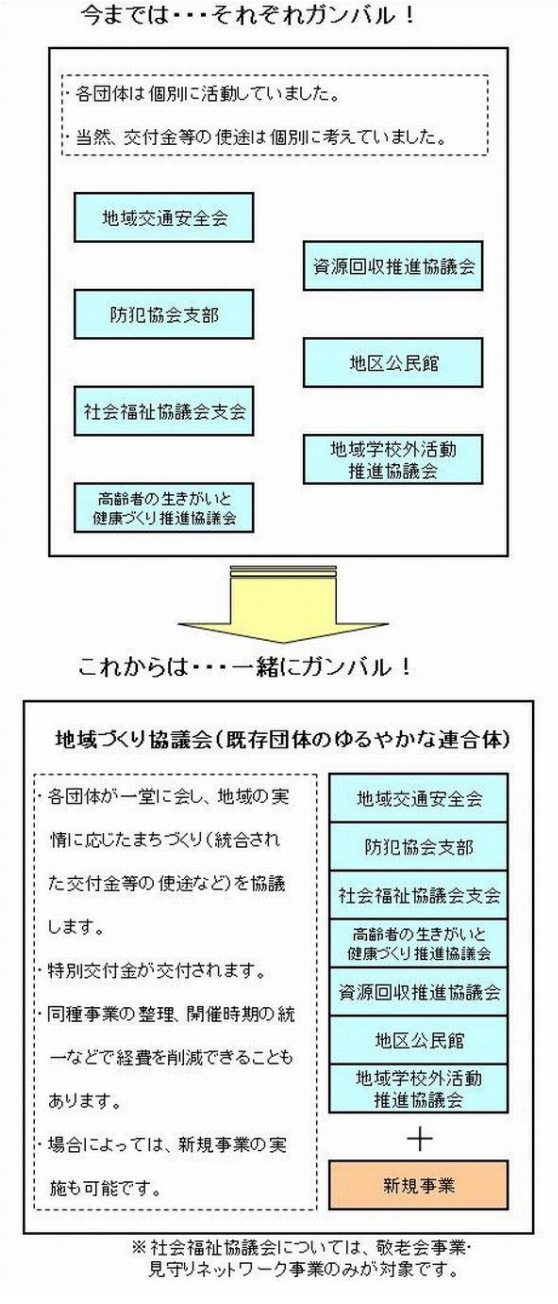
(1) 一宮市自治基本条例

第 2 章 市民主体のまちづくり
 第 17 条 地域におけるまちづくり

(2) 地域づくり協議会

「地域づくり協議会」は、統合された地域への交付金・委託金の受け皿になるなど、新しい地域自治の仕組みです。今まで別々に活動することが多かった地域の団体等が、連区単位の地域づくり協議会という同じテーブルにつき、地域のことを一緒に考え、実行します。町内会で解決できることは町内会で、できないことを地域づくり協議会で、それでもできないことを行政が行うという相互補完的な関係を目指しています。一部の連区では既に設置され、運営されていますので、その成果と課題を検証しながら柔軟に仕組みを変えていく必要があります。

(一宮市ホームページより抜粋)



(一宮市ホームページより抜粋)

(3) 提案事業交付金

地域づくり協議会では、従前の事業について地域にあった活動ができるように話し合いをしています。話し合っていく中で、良いアイデアが出て資金の関係でやりきれない事業が出てきます。一時的、集中的に資金を投下することで、地域にとってより良い効果が認められると判断した事業に対し、提案事業交付金として事業費を交付することとします。

(一宮市ホームページより抜粋)

3. 三重県伊賀市の事例

(1) 伊賀市自治基本条例 (抜粋)

第 4 章 住民自治の仕組み

第 2 節 住民自治協議会

第 24 条 住民自治協議会の定義・要件

第 25 条 住民自治協議会の設置

第 26 条 住民自治協議会の権能

第 27 条 住民自治協議会への支援

第 28 条 地域まちづくり計画

第 3 節 地域振興委員会

第 29 条 地域振興委員会の設置

第 30 条 地域振興委員会の所掌事務

第 31 条 地域振興委員会の委員の任命等

第 32 条 (削除)

第 4 節 住民自治地区連合会

第 33 条 住民自治地区連合会の設置

第 34 条 住民自治地区連合会の所掌事務

第 35 条 住民自治地区連合会の委員の任命等

第 5 節 住民自治活動を補完する機構

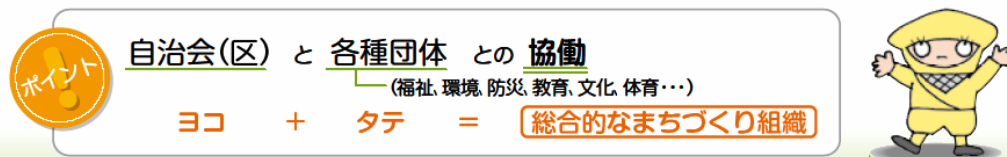
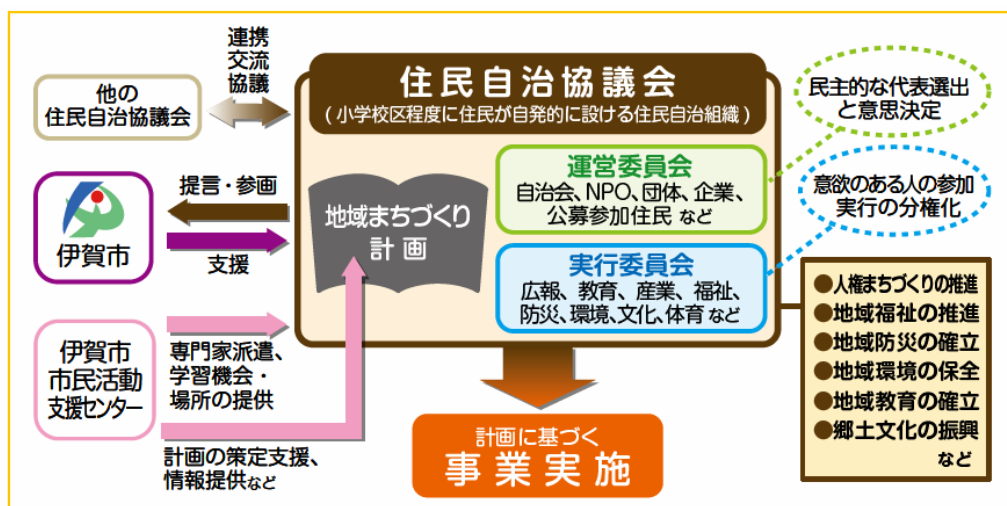
第 36 条 住民自治活動を支援する機関の設置

第 37 条 住民自治活動を支援する行政機関の設置

(2) 住民自治協議会

住民自治協議会は、自治基本条例に定められた組織で、地域に住むあらゆる人が自由に参加でき、身近に地域が抱える課題を話し合い、解決できる場として、地域住民により自発的に設置されています。各住民自治協議会では、自ら取り組む活動方針や内容等を定めた地域まちづくり計画を策定して、地域のまちづくり活動が行われています。市では、その設立や計画策定、活動等を支援しています。

(伊賀市ホームページより抜粋)



(伊賀市ホームページより抜粋)

H16. 11. 1	市町村合併
H16. 12. 24	伊賀市自治基本条例公布・施行
H21. 10 月～11 月	自治組織に関する懇談会
H21. 12 月～H22. 3 月	自治組織のあり方検討委員会
H22. 3 月	自治組織のあり方に関する報告書 <ul style="list-style-type: none"> ・自治会と住民自治協議会のあるべき姿 ・自治会、住民自治協議会と行政の関係性 ・分権型まちづくりに向けた行政体制の確立 ・地域予算制度の見直し ・行政職員、市民（自治会、住民自治協議会）の意識改革
H24. 7	伊賀市自治基本条例改正

(3) 地域包括交付金

地域へ支出していた補助金や委託料などを包括交付金として住民自治協議会へ交付させていただくことで、地域の実情に即した優先的課題に主体的に取り組むことができるようになりました。

(伊賀市ホームページより抜粋)



(4) 住民自治協議会担当職員制度

自治基本条例に基づく住民自治の確立に向けて、住民自治協議会の運営と地域まちづくり計画による住民の主体的な活動を支援し、伊賀市独自の自治の推進及び確立を進めるため、本庁（市民活動推進課）及び各支所に地域担当職員を置きました。

具体的な業務については次のとおりです。

- ・担当地域への行政情報や他地域の情報等の提供及び助言
- ・担当地域や他地域の情報及び行政情報等の収集
- ・組織運営（会計、企画、会議運営など）に関する助言や指導
- ・住民自治協議会の要請に応じて運営委員会等会議への出席
- ・地域の提案に応じた行政施策との調整（各課との調整）
- ・地域担当職員を対象にした研修等への参加及び自己研鑽 など

（伊賀市ホームページより抜粋）

